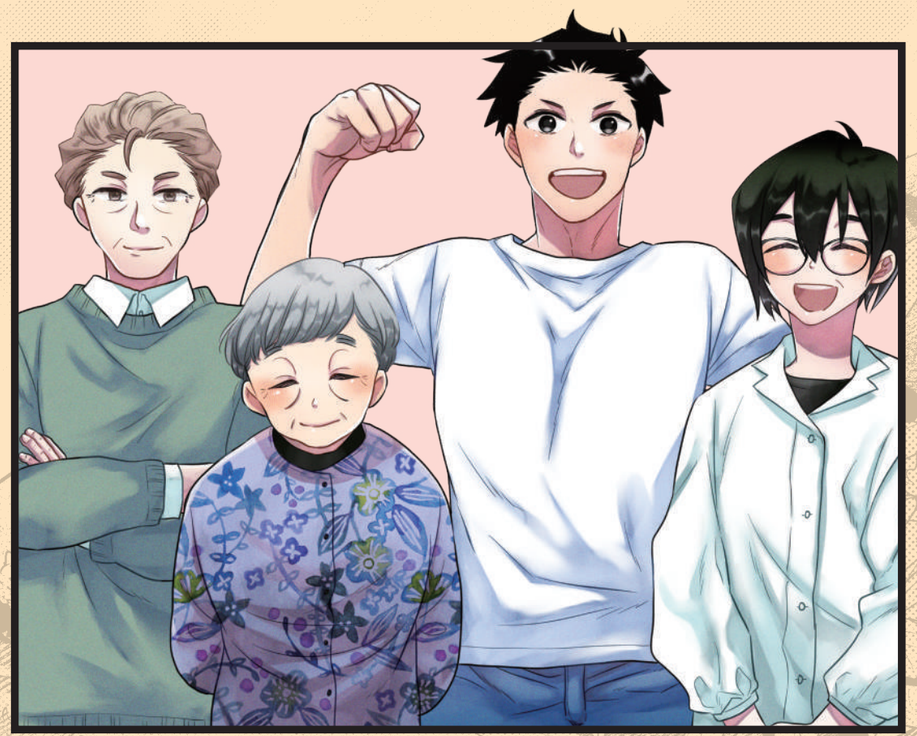
地域をつなぐ、小さなはじまりの物語。

マンガで読む



川谷地区に活力を！販路拡大や移住定住促進！
～企業組合川谷もより農産加工所～

1992 年に創設された任意団体「川谷生産組合」は、廃校の校舎を加工工場として活用し、地域産野菜を使った漬物や味噌を製造してきました。農業以外の雇用を創出し、地域の持続的な発展に貢献してきましたが、人口減少と高齢化が課題です。

この課題を解決し、安定した雇用や移住促進を目指すため、企業組合を設立しました。法人化により信用力を高め、販路拡大を図ることで、生活の安定や移住・定住の仕組みを構築し、地域の発展を支える見込みです。また、事業承継もスムーズに行えると期待されています。



組合概要

住所：新潟県上越市吉川区川谷 3156 番地 1
組合員数：4 名
事業：味噌、漬物及び農産加工品等の製造及び販売

企業組合の特徴

特徴❶
設立目的が自由
・企業組合は、社会貢献活動から利益追求まで様々な目的で設立することができます。
・出資金に制限はありませんので、仲間で少額ずつ出資し、リスクを分散して事業をスタートすることができます。事業が軌道に乗れば株式会社に組織変更することも可能です。

特徴❷
働き方が自由
・年齢や体力に合わせて自由に働くことができます。
・自分たちで勤務日数や労働時間などを決めることができます。

特徴❸
経験や技能を活かす
・株式会社と同じで企業組合が行う事業には特に制限はありません。
・各自が技術や知識を持ち寄り様々な事業を行うことができます。

特徴❹
信用力がある
・県知事などから認可を受けた法人組織のため信用力があります。
・法人であるため、金融機関からの融資や各種助成金などを受けることもできます。

特徴❺
事業の継続
・行政や中央会から様々な支援を受けることができます。
・法人であるため、代表者が変わっても事業を引き継ぐことができます。

特徴❻
利益処分・確定申告
・NPO 法人とは異なり利益を組合員に配当することができます。
・企業組合が法人税の申告を行いますので、個人での確定申告が不要になります。

特徴❼
優遇措置
・設立登記に必要な登録免許税などが免除されていますので、設立に関する費用が少なくて済みます。
・年間所得 900 万円以下では軽減税率が適用されます。

設立までの流れ

発起人の選定
↓
設立相談
↓
発起人会
↓
創立総会の開催公告
↓
創立総会
↓
理事会
↓
設立認可申請
↓
行政庁の認可
↓
出資金の払込み
↓
設立登記

企業組合の設立にあたっては、中央会が全面的にサポートします。

新潟県中小企業団体中央会
〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1 丁目 636 番地 30 新潟県中小企業会館 2 階 電話 :025-267-1100 www.chuokai-niigata.or.jp

おおーっ

ここが山谷かぁ！

自然豊かで棚田もキラキラしてる！

①

それにしても人を見かけないなぁ…

②

村の若い人達、みんな都会に行っちゃって…人手不足ねぇ…

③

カサ

冬は農業も休みだしなぁ

どんどん寂れていくよ…

④

はぁ〜〜……

この状況…

⑤

どうにかできないだろうか…!?

地域加工場

おや？
考えながら
歩いていたら
こんな所に…

ここは
なんだ？

⑥

こんにちは
お兄さん！

ここは
採れたての野菜で
漬物やみそを
作っている所ですよ！

⑦

よかったら
食べてみてよ！

⑧

おお…っ
いただき
ます!!

⑨

んんっ!?

この粕漬け
クリーミー!!!

筋肉が…
ふるえる!!!

⑩

美

味!!

山谷みそ

この取り組みに対して

企業組合を
設立して
みんなが参加
できるように
します！

移住者も大歓迎
一緒に山谷を
盛り上げ
ましょう！

⑪

これだぁ!!

⑫

企業組合って？

家族や友だち、
地域の仲間などで創業

企業退職者
個人事業主
主婦
フリーランス
サラリーマン
有資格者
生産者
地域住民

個人事業主、主婦、サラリーマン、地域住民など、個人が４人以上集まり、一つの企業体となって事業活動を行う組織のことです。それぞれのアイデア、技術、経験などを持ち寄って運営する組織で、構成員（＝組合員）は出資者であり、経営者であり、従業員である…といった立場で事業に参画します。

⑬

これで村がもっと
活気づいて
若者がたくさん
来てくれたら
いいわねぇ

⑭

うんうん

伝統を守りつつ
新しい風を
取り入れるのは
いいことだな！

⑮

それから…

人が
増えて
子どもたちも
楽しそうだ
⑯

まってよー
うん
うん

山谷の未来が
こんなスゴイ
ことになる
なんて…！！
⑰

これからも
みんなで力を
合わせて
山谷をもっと
素晴らしい
場所にしていき
ましょうね！
⑱

はいっ
⑲

新商品
山谷みそ
新商品
山谷みそ

まんが制作：新潟まんが事業協同組合 鈴木いこ

	事業協同組合	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人
根拠法	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	労働者協同組合法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
事業	定款に掲げる事業 （組合員の事業に関するものに限る）	定款に掲げる事業	定款に掲げる事業	定款に掲げる事業
設立に必要な人数	4 人以上	4 人以上	3 人以上	2 人以上
設立に必要な経費 公証人による定款認証	不　要	不　要	不　要	5 万円
設立に必要な経費 原紙定款に添付する印紙代	不課税	不課税	不課税	不課税
設立に必要な経費 登録免許税	不課税	不課税	不課税	6 万円
設立に必要な経費 合計	0 円	0 円	0 円	11 万円
法人の設立主義	認可主義	認可主義	準則主義	準則主義
所管行政庁への報告義務	あり	あり	あり	なし
構成員資格	・個人事業主 ・法人	・個　人 （定款の定めで法人の加入可能）	個　人	・個　人 ・法　人　・人格なき社団
加入	自　由	自　由	自　由	自　由
出資	必　要	必　要	必　要	不　要
任意脱退	自　由	自　由	自　由	自　由
1構成員の出資限度	25/100	25/100	25/100	-
意思決定機関	総　会	総　会	総　会	総　会
議決権	平等（1 人 1 票）	平等（1 人 1 票）	平等（1 人 1 票）	平等（1 人 1 票、定款の定めで変更可能）
配当	・事業利用分量配当 ・出資配当（年 1 割まで）	・従事分量配当 ・出資配当（年 2 割まで）	従事分量配当	できない
課税	法人課税 （法人税・印紙税等の優遇税制あり）	法人課税	法人課税 （特定労働者協同組合の認定により法人課税等の優遇措置あり）	法人課税 （非営利型は収益事業のみ法人課税）

	特定非営利活動法人（NPO 法人）	農事組合法人	合同会社（LLC）	株式会社
根拠法	特定非営利活動促進法	農業協同組合法	会社法	会社法
事業	規定された 20 の活動であって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業	・1 号事業（農業に係る共同施設の設置、農作業の共同化）・2 号事業（農業経営）	定款に掲げる事業	定款に掲げる事業
設立に必要な人数	10 人以上	3 人以上	1 人以上	1 人以上
設立に必要な経費 公証人による定款認証	不　要	不　要	不　要	3 ～ 5 万円（資本金額による）
設立に必要な経費 原紙定款に添付する印紙代	不課税	不課税	4 万円	4 万円
設立に必要な経費 登録免許税	不課税	不課税	最低 6 万円	最低 15 万円
設立に必要な経費 合計	0 円	0 円	最低 10 万円	最低 22 万円
法人の設立主義	認証主義	準則主義	準則主義	準則主義
所管行政庁への報告義務	あり	なし	なし	なし
構成員資格	・個　人 ・法　人　・人格なき社団	・農民 ・農業協同組合等	・個　人 ・法　人	・個　人 ・法　人
加入	自　由	自　由	原則、全社員の同意	株式の譲渡等
出資	不　要	必要（1 号事業のみの場合は非出資も可能）	必　要	必　要
任意脱退	自　由	持分の譲渡による	自　由	株式の譲渡等
1構成員の出資限度	-	制限なし（50/100 以下が望ましい）	制限なし	制限なし
意思決定機関	総会（定款の定めで理事会主導型とすることも可能）	総　会	全社員の過半数	総　会
議決権	平等（1 人 1 票、定款の定めで変更可能）	平等（1 人 1 票）	平等（1 人 1 票、定款の定めで変更可能）	1 株 1 票
配当	できない	・利用分量配当（1 号事業） ・従事分量配当（2 号事業） ・出資配当（年 7 分まで）	出資比率に関係なく配当が可能（定款の定めが必要）	出資配当
課税	収益事業は法人課税	法人課税 （労働報酬の支払い方法等により法人課税等の優遇措置あり）	法人課税	法人課税

	有限責任事業組合（LLP）	民法上の任意組合
根拠法	有限責任事業組合契約に関する法律	民　法
事業	契約書に掲げる事業	制限なし
設立に必要な人数	2 人以上	2 人以上
設立に必要な経費 公証人による定款認証	不要	-
設立に必要な経費 原紙定款に添付する印紙代	-	-
設立に必要な経費 登録免許税	6 万円	-
設立に必要な経費 合計	6 万円	0 円
法人の設立主義	法人格なし	法人格なし
所管行政庁への報告義務	なし	なし
構成員資格	・個　人 ・法　人	・個　人 ・法　人
加入	組合員全員の同意	原則、組合員全員の同意
出資	必　要	必　要
任意脱退	原則、認められない	制限あり
1構成員の出資限度	制限なし	制限なし
意思決定機関	原則、総組合員の全員一致	総組合員の過半数
議決権	平等（1 人 1 票）	平等（1 人 1 票）
配当	出資額に応じて分配 （契約等により変更可能）	出資額に応じて分配 （契約により変更可能）
課税	パススルー課税	パススルー課税



中小企業組合制度について

中小企業組合とは、中小企業者等が相互扶助の精神に基づき共同して事業に取り組むことにより、それぞれの中小企業の強みを生かし、経営資源を相互に補完しあいながら、経済的地位の向上を図ることを目的とする企業間連携組織です。

組合設立の効果

連携による新事業の展開
経営ノウハウ、技術、情報等の経営資源を持ち寄り相互の経営力を強化、共同で新分野・海外進出体制等の構築ができる。

対外的信用力の増大
中小企業者が複数集まり、法人化することで対外的信用力が増し、取引機会の増大・円滑化が見込める。

経営力の強化拡大
各種共同事業の実施により、コストの引下、売上・受注量の増大、生産性の向上、技術・開発力の強化を図れる。

人材教育・情報交流の活性化
経営者、従業員の合同研修で相互の資質向上と情報交換が図れる。

中小企業施策の利用
国、県の様々な助成制度を活用できる。また意見を集約し、行政へ働きかけができる。